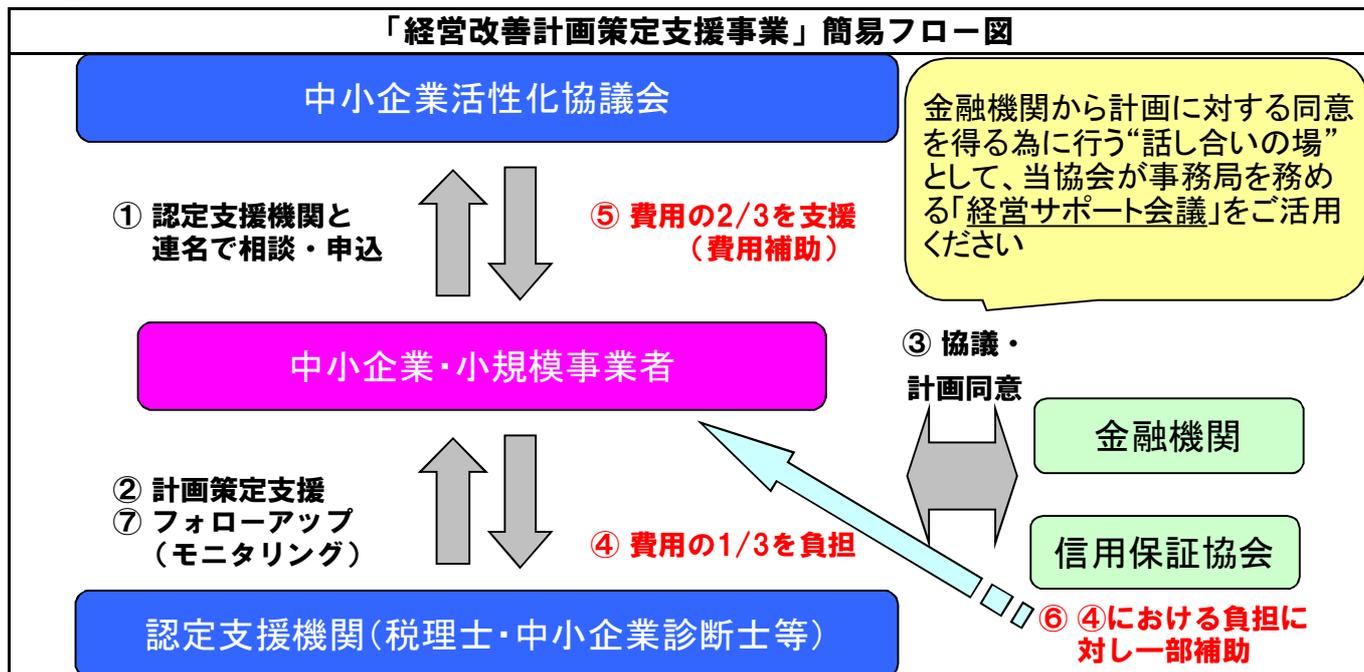


「経営改善計画策定支援事業」について



認定支援機関の支援を得て経営改善計画を策定した場合、国及び当協会が費用の一部を補助します

「経営改善計画策定支援事業」簡易フロー図



【当協会による費用補助について】

《概要》

➢ 経営改善計画策定費用(モニタリング費用は除く)のうち、事業者負担額の80%(上限20万円)を補助します(千円未満切捨)。

《対象者》

➢ 次の全ての要件を満たす事業者

- (A) 経営改善に積極的に取り組む意欲があり、当協会が費用補助が適当であると認めた方
- (B) 利用申請時点で、当協会の保証利用がある方
- (C) 原則として金融機関との合意形成に向けて「経営サポート会議」を活用する方
- (D) 中小企業活性化協議会に対し「利用申請書」及び「費用支払申請書」を提出する方

※国(中小企業活性化協議会)による費用補助においては、金融支援実施等の条件があります。

詳しくは「青森県中小企業活性化協議会」にお問合せください。

【お問合せ先】

(A) 「経営改善計画策定支援事業」にかかるお問い合わせ…

◆青森県中小企業活性化協議会

〒030-0801 青森市新町二丁目4-1青森県共同ビル7F TEL017-723-1024

(B) 「経営サポート会議・当協会による費用補助」にかかるお問い合わせ…

◆青森県信用保証協会 企業支援部創業・経営支援課

〒030-8541 青森市新町二丁目4-1青森県共同ビル5F TEL017-723-1356

◆青森県信用保証協会 営業所・支所連絡先一覧

青森営業所：TEL017-723-1353 弘前支所：TEL0172-32-1331

八戸支所：TEL0178-24-6181 五所川原支所：TEL0173-35-4121

十和田支所：TEL0176-23-4331 むつ支所：TEL0175-22-1204

「経営改善計画策定支援事業」補助金交付にかかるフロー図

中小企業活性化協議会補助

保証協会補助

①申請者は、認定支援機関と連名で「経営改善計画策定支援事業利用申請書」を中小企業活性化協議会に申請します。

②申請者は、「経営改善計画策定支援事業利用申請書」を中小企業活性化協議会に提出後、当協会へ自己負担部分の「費用補助利用申請書」を「個人情報の提供に関する同意書」と共に申請します。

③中小企業活性化協議会から、申請書を受理した旨の通知が認定支援機関宛に送付されます。

④申請者から「費用補助利用申請書」の提出があり、当協会が費用補助が適当と判断した時は、申請者に「費用補助申請受理書」を送付します。

⑤認定支援機関の支援を受け、経営改善計画を策定します。経営改善計画策定後、金融機関から同意を得る為に調整を行います(※)。
※関係者が一堂に会し意見交換を行う場である「経営サポート会議」をご活用ください。

⑥計画について金融機関から同意を得た後、中小企業活性化協議会に「経営改善計画策定支援事業費用支払申請書」を提出します。

※申請にあたって、自己負担(1/3)を認定支援機関に支払ってください。

⑥計画について金融機関から同意を得た後、当協会に同意を得た旨を連絡します。当協会から、「費用補助交付申請書」(用紙)を送付します。

⑦中小企業活性化協議会において、計画内容等を精査します。支払決定後に支払額、支払予定日を認定支援機関に通知し、
※費用補助(2/3)分が支払われます。

※計画策定後1/2支払、第1回モニタリング終了後に保留分の1/2が支払われる。

⑧申請者は、自己負担(1/3)を支払ったことを確認できる書類及び中小企業活性化協議会からの支払が決定したことを確認できる書類を添付し、「費用補助交付申請書」を当協会へ提出します。

⑨補助の交付が決定した場合、申請者に対し「費用補助決定通知書」を送付し、交付申請書に記載する口座に補助金を振込します。

※当協会からの費用補助については、中小企業活性化協議会より補助金支払が行われることを条件としておりますので、ご注意ください。

※お問合せは、企業支援部創業・経営支援課(017-723-1356)までお願いいたします。

